

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。<u>ただし、当該上場手数料の上限は1,000万円とする。</u></p> <p>(5)の2～(8) (略)</p> <p>(年間上場料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券の年間上場料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1項及び第3項の各号又は第2条の2第1項及び第3項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する支払期日に支払う年間上場料については、これを免除することができる。ただし、第2条第2項第3号に該当し、上場手数料を免除することとした会社の年間上場料は、免除しないものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成31年1月30日から施行し、同日以後に納入期が到来する合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料から適用する。</p> | <p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。</p> <p>(5)の2～(8) (略)</p> <p>(年間上場料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券の年間上場料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1項及び第3項の各号又は第2条の2第1項及び第3項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する支払期日に支払う年間上場料については、これを免除することができる。ただし、第2条第3項第3号に該当し、上場手数料を免除することとした会社の年間上場料は、免除しないものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> |